

四日市市上下水道局管理規程第4号

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月27日

四日市市上下水道事業管理者 山本 勝久

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程の一部を改正する規程

四日市市水道事業及び下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程（平成17年上下水道局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p data-bbox="309 913 831 1066">四日市市水道事業、<u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の設置及び経営の基本に関する条例施行規程</p> <p data-bbox="250 1151 352 1184">（趣旨）</p> <p data-bbox="220 1211 810 1659">第1条 この規程は、四日市市水道事業、<u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年四日市市条例第47号）第3条第2項の規定に基づき、水道事業、<u>下水道事業及び農業集落排水事業</u>の計画について必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="250 1744 671 1778">（<u>農業集落排水事業の計画</u>）</p> <p data-bbox="220 1805 810 1899">第4条 <u>農業集落排水事業の計画は、次のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="250 1921 810 1955">（1）<u>処理区域及び処理施設の位置</u></p> <p data-bbox="280 1982 802 2016"><u>四日市市農業集落排水処理施設の</u></p>	<p data-bbox="954 913 1476 1066">四日市市水道事業<u>及び</u>下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例施行規程</p> <p data-bbox="895 1151 997 1184">（趣旨）</p> <p data-bbox="865 1211 1453 1603">第1条 この規程は、四日市市水道事業<u>及び</u>下水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和41年四日市市条例第47号）第3条第2項の規定に基づき、水道事業<u>及び</u>下水道事業の計画について必要な事項を定めるものとする。</p>

設置及び管理に関する条例（平成  
5年四日市市条例第8号）第3条  
に定めるとおりとする。

(2) 処理人口 5,713人

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（上下水道局管理部総務課）